

「役員及び主要株主の売買報告制度」と
「短期売買利益の提供制度」
について

財務省関東財務局理財部統括証券監査官

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

✓ 制度の目的	2
✓ 「役員又は主要株主の売買報告書」の提出義務	3
✓ 記載例～役員又は主要株主の売買報告書～	4
✓ 記載例～特定組合等の売買報告書～	5
✓ 違反した場合の罰則	6

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

制度の目的

上場会社等の役員又は主要株主が、その職務又は地位により取得した秘密を不当に利用して行うインサイダー取引を間接的に防止するために、6ヶ月以内の短期売買取引により、上場会社等の役員又は主要株主が利益を得た場合には、上場会社等は、その利益を上場会社等へ提供すべきことを請求することができる（短期売買利益の提供制度）。

売買報告制度は、その利益提供請求権の実効性を確保する観点から、行政当局が売買を把握し、利益を得ているかの判定を行うために、売買報告を義務付けたものである。

※主要株主とは、総株主等の議決権の10%以上を実質的に保有している株主をいう。

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

「役員又は主要株主の売買報告書」の提出義務
(金融商品取引法第163条第1項、第2項、金融商品
取引法施行令第43条の10第1項、第2項)

上場会社等の役員及び主要株主が当該上場会社等の発行する特定有価証券等の買付け等又は売付け等（以下「売買等」という。）をした場合、その取引に関する報告書（以下「売買報告書」という。）を当該売買等のあった日の属する月の翌月15日までに各財務（支）局長宛てに提出する必要がある。

※特定有価証券等とは社債券、優先出資証券、株券、新株予約権証券等の特定有価証券（金融商品取引法施行令第27条の3）及び投資証券、預託証券等の関連有価証券（金融商品取引法施行令第27条の4）を指す。

※売買等を金融商品取引業者等に委託して行った場合は、当該金融商品取引業者等を経由して売買報告書を提出する。

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

記載例～役員又は主要株主の売買報告書～

関東 財務(支)局長 殿 役員又は主要株主の売買

 代理人が提出する場合は、「財務太郎 代理人〇〇」とし、委任状を添付する
 法人の場合、法人の名称および代表者の役職・氏名を記入

[特定有価証券等の種類(※該当するものを○で囲むこと。また、その他の欄に該当する特定有価証券等の種類若しくは取引の種類を記載すること。)
 1.株券等 2.新株予約権付社債券等 3.その他()]
 取引者の氏名又は名称 **財務 太郎**

種別	約定年月(西暦)	金融商品 者等コ	銘柄名	銘柄コード	金融商品取引業者等又は 取引所取引許可業者名
PB1	西暦 年 01月	2桁 4桁	株式会社〇〇〇	5桁	証券会社名等 普通株式なら 銘柄コード4桁+0 証券会社等に委託等して いない場合は空欄

データ区分 1
 フリガナ(カタカナで) サイタマケン サイタマシ チュウオウク 1 - 1 コウ ト
 ウチ ヨウ シヤ 1 ウ カン
 取引者の住所又は所在地 埼玉 さいたま 市 中央 町 1丁目1番地 合同庁舎1号館
 都道府県、市区郡、区町村の間は1文字空ける
 「/」、「・」、「#」等の記号は使用せず、空白または「-」と記入する
 濁点、半濁点は1文字として記入する

役員:1 主要株主:2	個人以外:1 個人:2	1. 株式会社 2. 有限会社 3. その他 (※取引者が個人でない場合、いずれかを○で囲むこと。フリガナ欄には、「カシガイシ」等を記入しないこと。)	取引者の旧名称等
1	2	サイ イム タロウ	
2	1	2	取引者の氏名又は名称 財務 太郎 姓と名の間は1文字空ける

データ区分	約定日	執行市場区分	売買区分	数量	単価	売買代金	売買手数料
3	01	1	1	4,000	91	364,000 円	1,646 円
3	05	1	1	5,000	91	455,000	2,058
3	11	1	1	5,000	91	455,000	2,058
3	11	9	2	8,000	91	728,000	0

2桁
 売買区分 売付:1 買付:2
 単位(株、円等)は記載不要
 手数料が発生していない場合、「0」
 執行市場区分 東京:1 大阪:2 名古屋:3 福岡:6 札幌:8 市場外:9

1枚の報告書で報告できる約定は十行までです。取引は約定毎に記載してください。

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

記載例～特定組合等の売買報告書～

関東 財務(支)局長 殿 特定組合等の売買報告書

代理人が提出する場合は、「財務太郎 代理人〇〇」とし、委任状を添付する

法人の場合、法人の名称および代表者の役職・氏名を記入

財務太郎

証券会社名等

証券会社に委託等していない場合は「9999」

取引を執行した組合員の氏名又は名称

金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者名

普通株式なら銘柄コード4桁+0

証券会社等に委託等していない場合は空欄

1. 株券等 2. 新株予約権付社債券等 3. その他

種別 約定年月(西暦) 銘柄名 銘柄コード

PB1 西暦 年 01月 4桁 株式会社〇〇〇 5桁

フリガナ(カタカナで) サイタマケン サイタマシ チュウオウク 1-1 コウト

ウチヨウシヤ

ウカシ

都道府県、市区郡、区町村の間では1文字空ける

「/」、「.」、「#」等の記号は使用せず、空白または「-」と記入する

1 特定組合等の事務所の所在地 埼玉 さいたま 中央 町 1丁目1番地 合同庁舎1号館

府県 市 区 町 村

フリガナ(カタカナで) サイム

1. 民法第667条に規定する組合 2. 投資事業有限責任組合 3. 有限責任事業組合 4. その他 (※いずれかを〇で囲むこと。フリガナ欄には、「トウジキョウユウケンセキンガマイ」等を記入しないこと。)

特定組合等の旧名称

2 特定組合等の名称 財務投資事業有限責任組合

フリガナ(カタカナで) サイタマケン サイタマシ シント シンチョウ 1-2-3

ウチヨウシヤ

取引を執行した組合員の住所又は所在地 埼玉 都道 さいたま 新都心 1丁目2番地3号

府県 区 町 村

フリガナ(カタカナで) サイム タロウ

1. 株式会社 2. 有限会社 3. その他 (※取引者が個人でない場合、いずれかを〇で囲むこと。フリガナ欄には、「カブシキガイシャ」等を記入しないこと。)

取引を執行した組合員の氏名又は名称 財務太郎

姓と名の間は1文字空ける。

データ区分	約定日	執行市場区分	売買区分	数量	単価	売買代金	売買手数料
3	01	1	1	4,000	91	364,000 円	1,646 円
3	05	1	1	5,000	91	455,000	2,058
3	11	1	1	5,000	91	455,000	2,058
3	11	9	2	8,000	91	728,000	0

2桁 執行市場区分 東京:1 大阪:2 名古屋:3 福岡:6 札幌:8 市場外:9

単位(株、円等)は記載不要

手数料が発生していない場合、「0」

1枚の報告書で報告できる約定は7行までです。

1. 役員及び主要株主の売買報告制度について

違反した場合の罰則

違反行為	罰則
<ul style="list-style-type: none">・ 売買報告書を提出せず又は虚偽記載した売買報告書を提出した者（金融商品取引法第163条、第165条の2第1項、第2項）・ 虚偽の申立てをした者（金融商品取引法第164条第5項、第165条の2第10項）	<ul style="list-style-type: none">・ 左記の行為を行った者に対して、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（併科可）（金融商品取引法第205条第19号） <p>※両罰規定 金融商品取引法第207条第1項第6号</p>

2. 短期売買利益の提供制度について

- ✓ 「短期売買利益返還の請求」 8
- ✓ 利益の算定の方法 9~13
- ✓ 利益関係書類（写）の送付 14
- ✓ 利益関係書類（写）の公衆縦覧 15
- ✓ （参考）売買報告書提出から公衆縦覧までの流れ 16

2. 短期売買利益の提供制度について

「短期売買利益返還の請求」
(金融商品取引法第164条第1項、第2項)

上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の発行する特定有価証券等の売買等について、6ヶ月以内の短期売買を行い、利益を得た場合には、当該上場会社等は、その役員又は主要株主に対して、売買等によって得た利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

※上場会社等の株主等が、利益提供の請求を行うべき旨を、当該上場会社等に要求した日から60日以内に、当該上場会社等が利益提供の請求を行わなかった場合、当該株主等が代位して、その請求を行うことができる。

2. 短期売買利益の提供制度について

利益の算定の方法①

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第34条第1項)

売買報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が6ヶ月以内に行った売買等に関し、その数量の大きくない方(売買合致数量)につき、**売付け等の価額から買付け等の価額を控除した額のうち、売買合致数量に係る手数料相当額を超える部分の金額**を利益の額とする。

例) 売付け等 : 単価2000円、数量1000株、手数料500円
買付け等 : 単価1500円、数量3000株、手数料1500円の場合

$$\{(2000\text{円}-1500\text{円}) \times \underbrace{1000\text{株}}_{\text{(売買合致数量)}}\} - \underbrace{\{500\text{円} + (1500\text{円} \times 1000\text{株} / 3000\text{株})\}}_{\text{(手数料相当額)}}$$

$$= 499,000\text{円} \quad (\text{利益の額})$$

2. 短期売買利益の提供制度について

利益の算定の方法②

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第34条第2項)

複数の売買等が行われた場合、前項の計算における「売付け等」又は「買付け等」には、**6ヶ月以内の間隔で行われた組合せで、最も早い時期に行われたものから順次売買合致数量に達するまで割り当てる**（いわゆる先入先出法）。

同一日に複数の売買等が行われたときは、**最も単価が低い買付け等・最も単価が高い売付け等**から順次売買合致数量に達するまで割り当てる。

※当該算定方法で計算を行う場合には、**算定された利益額と実際に得た利益額とが必ずしも一致するものではない**。

2. 短期売買利益の提供制度について

取引例

例えば表1の①～⑥の取引が行われた場合は、次頁の表2のように利益の算定が行われる。

表1

	約定年月日	売・買	単 価	取 引 数 量	売 買 代 金	売 買 手 数 料
①	27年5月30日	買	9,500円	300株	2,850,000円	29,925円
②	28年2月28日	売	9,800円	300株	2,940,000円	30,870円
③	28年7月28日	買	9,700円	100株	970,000円	10,185円
④	28年8月1日	売	9,400円	100株	940,000円	9,870円
⑤	28年8月1日	買	9,500円	100株	950,000円	9,870円
⑥	28年8月1日	買	9,400円	200株	1,880,000円	19,950円

2. 短期売買利益の提供制度について

計算例

②' - ⑥ (200株の取引):
 $(1,960,000\text{円} - 20,580\text{円}) - (1,880,000\text{円} + 19,950\text{円}) = 39,470\text{円}$
 売付価額 手数料相当額 買付価額 手数料相当額 利益額

表 2

売 付					買 付					利 益 額
約 定 日 (年 月 日)	単 価 (円)	数 量 (株)	金 額 (円)	手 数 料 (円)	約 定 日 (年 月 日)	単 価 (円)	数 量 (株)	金 額 (円)	手 数 料 (円)	利 益 額 (円)
					①27.5.30	9,500	300	2,850,000		組み合せ対象 となる売付なし
②28.2.28	9,800	300	2,940,000	30,870						
		(100)	980,000	10,290	③28.7.28	9,700	100	970,000	10,185	-10,475
	②'	(200)	1,960,000	20,580	⑥28.8.1	9,400	200	1,880,000	19,950	39,470
④28.8.1	9,400	100	940,000	9,870	⑤28.8.1	9,500	100	950,000	9,870	-29,740
					利 益 額					39,470円

※①～⑥は前頁表1の①～⑥の取引を示す。

※ () の売買の内容は、実際の取引内容の内書き（反対売買の数量に対当する数量部分）。

2. 短期売買利益の提供制度について

利益の算定の方法③

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第34条第3項)

売買等のうち売買合致数量を超えた部分については、別個の売買等とみなし、さらに6ヶ月以内の間隔で行われた売付け等又は買付け等の組合せで売買合致数量を付け合わせることを繰り返して利益を算定していく。

※前述P9の例の場合、買付け等の3,000株のうち2,000株については、次に行われた売付け等（当該買付け等を行った後6ヶ月以内に行われたものに限る）と対当させて利益計算を行う。

2. 短期売買利益の提供制度について

利益関係書類（写）の送付

（金融商品取引法第164条第4項、第5項、金融商品取引法施行令第43条の10第3項第1号）

関東財務局長は、上場会社等の役員又は主要株主が6ヶ月以内の短期売買利益を得ていると認められる場合には、利益関係書類（写）を当該役員又は主要株主に送付する。

さらに、関東財務局長は、当該役員又は主要株主が利益関係書類（写）を受領した日から起算して20日以内に、当該役員又は主要株主から利益関係書類（写）に記載された内容の売買等を行っていない旨の申立てがない場合であって、当該上場会社等の役員又は主要株主から当該上場会社への利益提供が確認できなかった場合には、利益関係書類（写）を当該上場会社等に送付する。

2. 短期売買利益の提供制度について

利益関係書類（写）の公衆縦覧

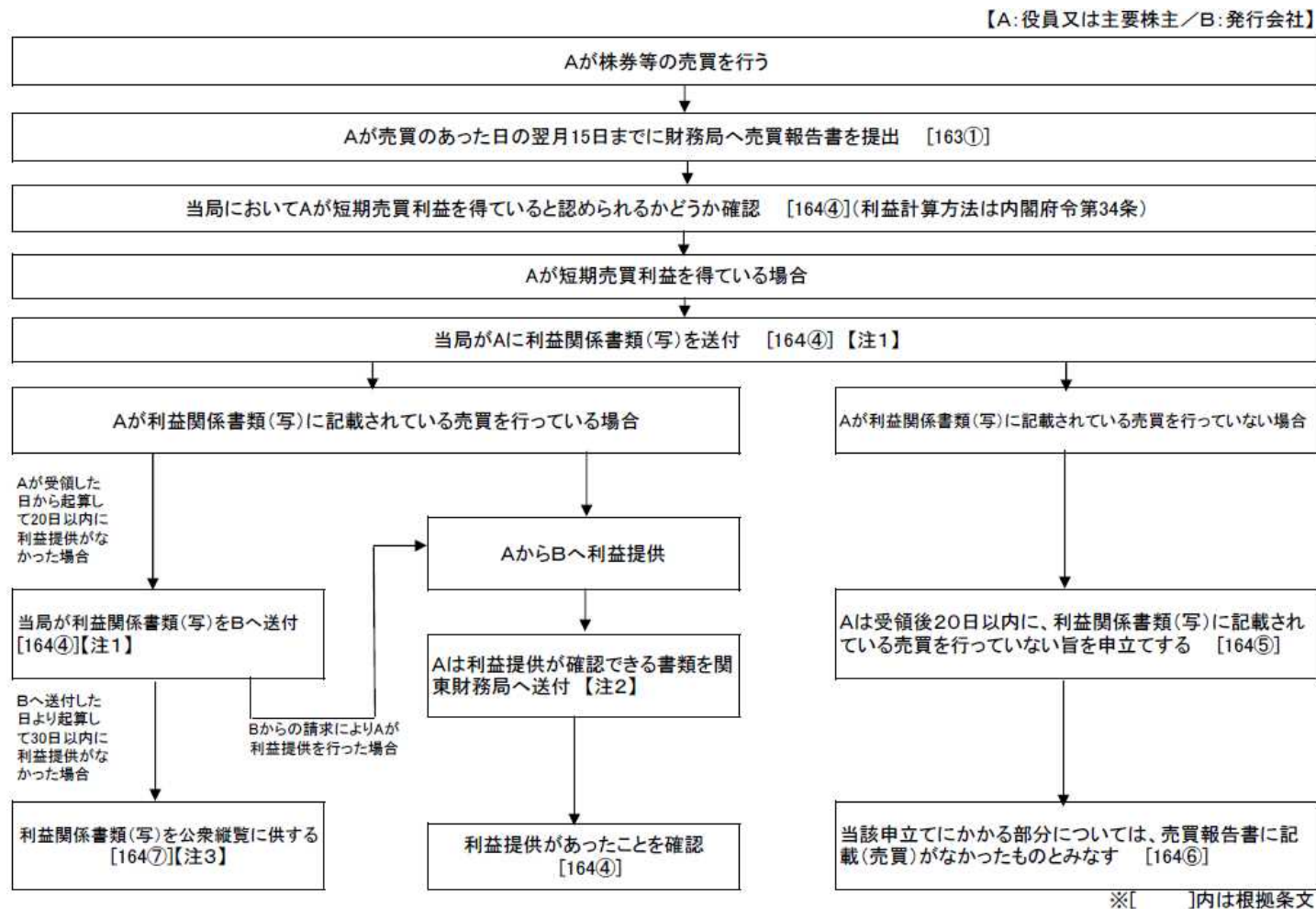
（金融商品取引法第164条第7項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第32条）

関東財務局長は、利益関係書類（写）を当該上場会社等に送付してから起算して30日以内に、当該上場会社等の役員又は主要株主から当該上場会社への利益提供が確認できなかった場合には、利益関係書類（写）を公衆の縦覧に供する。

※縦覧期間は利益の取得があった日から2年間。

2. 短期売買利益の提供制度について

(参考) 売買報告書提出から公衆縦覧までの流れ



注1: 「受領書」を関東財務局へ送付。

注2: 利益提供があったことを確認する書類。
(例) BからAに発行された領収書の写し。

注3: 公衆縦覧後に、AからBに利益提供を行い、注2に掲げる書類が関東財務局に提出された場合には、利益関係書類(写)公衆縦覧は中止。

「役員及び主要株主の売買報告制度」と
「短期売買利益の提供制度」
の担当窓口

財務省関東財務局
理財部 統括証券監査官 (1)
TEL : 048 (600) 1122

